判決年月日	平成28年3月16日	担		A-1 - 4-
事件番号		翿	知的財産高等裁判所	第2部

O 名称を「体液分析装置」とする発明について、引用発明や周知技術から容易想到であるとして拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決を、相違点の判断に誤りがあるとの理由で取り消した事例

(関連条文)特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特願平2010-90278号, 不服2014-8379号, 特 許第3761285号, 特表平7-508098号公報

判 決 要 旨

原告は、名称を「体液分析装置」とする発明(本願発明)の特許出願(特願平2010-90278号)について拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判請求をした(不服2014-8379号)。

本願発明は、センサや較正液を内蔵する使い捨て検査具を用いる携帯型の体液(血液など)分析装置に関する発明である。使い捨て検査具は冷蔵保存されているものであるが、 冷蔵庫から取り出した直後のものと、取出し後時間が経過したものとで、較正液の加熱時間が異ならないように、センサ部の温度が所定温度(常温)よりも低ければ所定温度まで 予熱し、所定温度よりも高い場合には予熱をしないようにする加熱手段を設けたものである。

引用発明(特許第3761285号)は、上記加熱手段を設けていないほかは、本願発明と同じ携帯型の体液分析装置である(出願人は本願発明の出願人である。)。引用発明2(特表平7-508098号公報〔引用例2〕に記載された発明)は、分析時の温度まで加熱する手段を設けた試料分析装置である。

審決は、引用発明の体液分析装置に引用発明2の温度制御システムを適用し、この温度 制御の下で較正プロセスを行うこと、そして、必要性に応じて予熱の有無を決するように することは容易想到であるとして、進歩性を否定した。

本判決は、次のとおりに認定判断し、審決の相違点の判断には誤りがあるとして、審決を取り消した。

- ① 引用例2には、較正プロセスについての記載も、冷蔵保存していた場合の問題点の記載もないから、引用発明の較正プロセスに引用発明2の温度制御システムを適用することが、直ちには動機付けられるとはいえない。
- ② 引用発明の較正プロセスに引用発明2の温度制御システムを適用しても、常に分析時に求められる試料溶液の温度に一定化するとの構成になり、センサ部の温度が所定温度より低い場合にセンサ部を予熱するという構成にならない。
- ③ 冷蔵保存していた使い捨て検査具を,予熱手段を準備して所定温度(常温)にそろえておくという課題は,引用発明等に開示されていない特有の技術課題である。